平成２２年（フ）第３１７７号
横浜市旭区東希望が丘184番地
債務者　藤巻　和広
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５号
岡山県倉敷市林1748番地１サンスクウェアーA101号、申立時の住所岡山県倉敷市林572番地２
債務者　尼﨑　和枝
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７８号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄624番地12
債務者　小林　直美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１２号
岡山市北区栢谷1561番地１
債務者　岡　　孝広
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１５号
岡山県玉野市和田６丁目10番２―205号
債務者　長尾　明美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４２号
岡山市中区長岡　県営住宅723
債務者　石橋　雅洋
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２２６号
大阪府門真市宮野町２番３号
債務者　片山　雅人
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１５号
大阪府交野市星田５丁目14番５―503号
債務者　小林　啓子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９１号
大阪市東淀川区西淡路３丁目１番61号　パークハイツ206号
債務者　井平　　晃
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２７号
東京都小金井市貫井北町１丁目22番19号ホルツハイム201
債務者　井口　尚子（旧姓堰代）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６４４号
東京都小金井市貫井南町５丁目３番３―23号小金井貫井住宅
債務者　山内美枝子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６６８号
東京都青梅市河辺町８丁目２番地の６第２清和マンション102
債務者　太田　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６９１号
東京都立川市柴崎町３丁目12番21号コーポ中の島205号
債務者　清水　正二
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１号
熊本県天草市天草町福連木3088番地17
債務者　山口　義人
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第７４号
熊本県天草市本渡町本戸馬場1454番地14
債務者　森　カツヨ（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部